

## 随意契約理由書

件名	本庁舎照明制御設備保守点検業務
契約の相手方	パナソニックLSエンジニアリング株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、本庁舎の照明を制御する設備について、安全かつ安定的な稼働のために、定期保守点検及び異常発生時の対応を行うものである。</p> <p>本業務の履行には、メーカーしか知り得ない設備の機能及び構造についての知識が必要である。</p> <p>当設備は、パナソニック(株)が本庁舎照明制御用にオリジナルプログラムを開発し、インストールしたものであるが、設計者・製作者であるパナソニック(株)は、当設備の保守点検を行っておらず、そのメンテナンスに関しては、唯一メンテナンス担当者として、その機能及び制御プログラムについての技術資料等の提供を受けている上記会社でなければ扱えない。</p> <p>以上の理由により、上記業者と随意契約締結を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)